職員給与の算定基準

令和６年１月１日改定

一般社団法人地域問題研究所の職員給与を算定する基準は、下記のとおりとする。

記

【 正　所　員 】

(1) 初任給（月給）は職務の分類に応じた基本給表を基準に、経験年数等を加味して個別に定める。

① 研究職の基本給：215,000 円（１級１号）※大学卒程度の場合

② 事務職の基本給：200,000 円（１級１号）※大学卒程度の場合

(2) 給与は、次の各号による。

① 基準内賃金：基本給、時間外手当、責任手当、資格手当、管理者手当

② 基準外賃金：扶養手当、通勤手当、住宅手当

(3) 賞与は、年２回の支給日に、業績等を勘案して支給する。

【 定年後再雇用所員 】

(1) 給与は再雇用者の最終年度の給与総額の 60%を目安とし、本人の意思並びに業務内容、勤務能力、就労条件等を総合的に勘案し個別に定める。

(2) 給与は、次の各号による。

① 基準内賃金：基本給、時間外手当、責任手当、管理者手当

② 基準外賃金：通勤手当

(3) 賞与は、業績等に応じて支給することがある。

【 嘱託所員 】

(1) 初任給（月給）は職務の分類、経験年数等を加味して個別に定める。

① 嘱託所員の基本給(月給)：180,000 円～

(2) 給与は、次の各号による。

① 基準内賃金：基本給(月給)、時間外手当

② 基準外賃金：通勤手当

(3) 賞与は、雇用契約に基づく。

【 パートタイム所員 】

(1) 初任給（時給）は職務の分類、経験年数等を加味して個別に定める。

① パートタイム所員の基本給(時給)：1,100 円～

(2) 給与は、次の各号による。

① 基準内賃金：基本給(時給)、時間外手当

② 基準外賃金：通勤手当

(3) 賞与は、雇用契約に基づく。

以上